

山梨県公報

第千四百四十九号

平成十六年

一月五日

木 曜 日

目 次

保安林の指定施業要件の変更予定(二件)……………	四七
保安林の指定の予定(二件)……………	四八
道路の区域変更(三件)……………	四九
河川法に基づく兼用工作物の工事等の協議……………	五〇
土地改良事業計画の適当決定……………	五〇
県営土地改良事業計画の決定(二件)……………	五〇
公 告	
開発行為に関する工事の完了について(二件)……………	五一
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(二件)……………	五一
公安委員会	
遊技機の型式の検定……………	五二

告 示

山梨県告示第三十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成十六年二月五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 韮崎市・北巨摩郡須玉町・武川村(以上三市町村について、次の図に示す部分に限る。)
- (二) 保安林として指定された目的
 水源のかん養
- (三) 変更後の指定施業要件
 1 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐に係る伐採の方法を禁止する。
 須玉町大字小尾字人神八八七二・大字比志字大野山六四九八の一・大字江草字奥山一八七七〇(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
- (一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁並びに韮崎市及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。
- (二) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
 次に掲げる告示で定める所による。
- 昭和四十六年三月三十日農林省告示第七百一十一号(二に係るものに限る。)
- (二) 変更後の指定施業要件
 1 立木の伐採の方法
 変更しない。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
- (一) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。

山梨県告示第四十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成十六年二月五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 北都留郡上野原町(次の図に示す部分に限る。)
- (二) 保安林として指定された目的
 水源のかん養
- (三) 変更後の指定施業要件
 1 立木の伐採の方法
 2 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 立木の伐採の限度及び植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第四十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十六年二月二十六日まで一般の縦覧に供する。
平成十六年二月五日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 市川大門下部身延線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
西八代郡下部町大字上之平字家ノ下三二四番の一地先から 南巨摩郡身延町大字上八木沢字鯉原五八五番の二地先まで	六・五 ^ノ 五〇・〇	六・五 ^ノ 五〇・〇	一四四五・〇	一四四五・〇
	六・五 ^ノ 五〇・〇	一・一 ^ノ 五四・五		

山梨県告示第四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十六年二月二十六日まで一般の縦覧に供する。
平成十六年二月五日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三〇〇号

三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
西八代郡下部町大字上之平字家ノ下三二四番の一地先から 南巨摩郡身延町大字下山字上沢地内（一級河川富士川右岸堤防敷地先）まで	六・五 ^ノ 五〇・〇	六・五 ^ノ 五〇・〇	一八三二・〇	一八三二・〇
	六・五 ^ノ 五〇・〇	一・一 ^ノ 五四・五		

山梨県告示第四十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十六年二月二十六日まで一般の縦覧に供する。
平成十六年二月五日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 平林青柳線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡増穂町大字平林字久保替戸一七八九番の一地先から 南巨摩郡増穂町大字平林字向村五四七番の三地先まで	九・四 ^ノ 一一・〇	九・四 ^ノ 一一・〇	七六・三	七六・三
	九・四 ^ノ 一一・〇	一・一 ^ノ 五四・五		

九番の一地从先から
南巨摩郡増穂町大字平林字向村五四七番の
三地从先まで

一一・〇

山梨県告示第四十六号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、告示する。その関係図書は、山梨県土木部治水課及び峡東地域振興局石和建设部に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年二月五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 河川の名称 富士川水系 舟井川
- 二 河川管理施設の名称又は種類 右岸堤防
- 三 河川管理施設の位置 東八代郡豊富村大字関原字西条千九百七番一地从先から東八代郡豊富村大字関原字西条千八百八十二番地先まで
- 四 管理を行う者の氏名及び住所
 - 1 氏名 豊富村長 萩原幸男
 - 2 住所 東八代郡豊富村大鳥居三千八百六十六番地
- 五 管理の内容
 - 1 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
 - 2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一・〇メートルまでの範囲内にあるものについての維持
 - 3 原則として道路専用施設に係る災害復旧
 - 六 管理の期間 平成十六年二月五日から道路を廃止するとき、又は堤防の公用を廃止するときまで

山梨県告示第四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、山梨市長から協議のあった土地改良事業（矢坪地区基盤整備事業）の施行について、当該土地改良事業計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。

平成十六年二月五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 縦覧書類
 - 土地改良事業計画書の写し、条例の写し
- 二 縦覧期間
 - 平成十六年二月六日から同年三月五日まで
- 三 縦覧場所
 - 山梨市役所
- 四 異議申出期間
 - 平成十六年三月六日から同年三月二十日まで

山梨県告示第四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（八代地区県営中山間地域総合整備事業）計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十六年二月五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 縦覧書類
 - 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間
 - 平成十六年二月六日から同年三月五日まで
- 三 縦覧場所
 - 八代町役場
- 四 異議申立期間
 - 平成十六年三月六日から同年三月二十日まで

山梨県告示第四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（芦川地区県営中山間地域総合整備事業）計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十六年二月五日

山梨県知事 山本 栄彦

一 縦覧書類

県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成十六年二月六日から同年三月五日まで

三 縦覧場所

芦川村役場

四 異議申立期間

平成十六年三月六日から同年三月二十日まで

公 告

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十六年二月五日

山梨県知事 山本 栄彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡竜王町西八幡字下川除付四四二二の一七及び四四二二の二六

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡竜王町西八幡四千四百二十二番地一 株式会社ヒロセ 代表取締役 広瀬 互

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十六年二月五日

山梨県知事 山本 栄彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

南都留郡山中湖村山中字杏木道下九四七の一の一部並びに字荻塚一〇〇四の一部及び一〇〇七の一の一部並びに忍野村忍草字古馬場三五九四の一六並びに字李ノ木三六〇四の四の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南都留郡忍野村忍草字古馬場三千五百八十番地 ファナック株式会社 代表取締役社長 稲葉善治

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十六年二月五日

山梨県知事 山本 栄彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

南都留郡山中湖村平野字向切詰五〇六の一三九、五〇六の一四一及び五〇六の二七

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり
公園	

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士北麓・東部地域振興局都留建設部及び山中湖村役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南都留郡山中湖村平野五百六番地七百四 ふじ企画株式会社 代表取締役 中川和男

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十六年二月五日

山梨県知事 山本 栄彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡田富町布施字道下四〇四六の二、四〇四六の三、四〇四六の四、四〇四六の五、四〇四六の六、四〇四六の七、四〇四六の八、四〇四六の九、四〇四六の一〇、四〇四六の一、四〇四六の二及び四〇四六の三

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種別	位置及び区域
道路 ごみ置場	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び田富町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市伊勢四丁目二十二番一号 西甲府住宅株式会社 代表取締役 戸田克己

公安委員会

● 遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百一十二号）第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めため、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十九年二月四日までとする。

平成十六年二月五日

山梨県公安委員会

委員長 鶴田美枝

申請者氏名又は名称及び住所	遊技機の種類及び区分	型式の概要		検定番号
		型式名	製造又は輸入業者名	
株式会社ソフィア 代表取締役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目一〇一番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第一） 第一種特別電動役物	CR大江戸百景X2	株式会社ソフィア	三〇〇九〇六

株式会社ソフィア 代表取締役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目一〇一番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	CR大江戸百景X	株式会社ソフィア	三〇〇九一
サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二三番二号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	CR猛獣王FN	サミー株式会社	三〇〇九二
サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二三番二号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	CR猛獣王ST	サミー株式会社	三〇〇九七
株式会社バイオニア 代表取締役 野口三次 大阪府東大阪市長田中一丁目四番六号	回胴式遊技機 規則第六条第二号（別表第五）	ハッピーマリブ30	株式会社バイオニア	三四〇五九〇
株式会社バイオニア 代表取締役 野口三次 大阪府東大阪市長田中一丁目四番六号	回胴式遊技機 規則第六条第二号（別表第五）	フラワーパラダイス	株式会社バイオニア	三四〇九二八
京楽産業株式会社 代表取締役 榎本宏 愛知県名古屋市中川区尾頭橋三丁目二〇番八号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	CR仮面ライダーTR1	京楽産業株式会社	三〇〇八八六

株式会社藤商事 松元邦夫 大阪府大阪市中央区内本町一丁目一番四号	株式会社藤商事 代表取締役 松元邦夫 大阪府大阪市中央区内本町一丁目一番四号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	C R世界 むかし話 X	株式会社藤商事	三〇〇九三二
株式会社藤商事 松元邦夫 大阪府大阪市中央区内本町一丁目一番四号	株式会社藤商事 代表取締役 松元邦夫 大阪府大阪市中央区内本町一丁目一番四号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	C R世界 むかし話 Z	株式会社藤商事	三〇〇九一八
株式会社北電子 小林昭子 東京都豊島区西池袋一丁目七番七号	株式会社北電子 代表取締役 小林昭子 東京都豊島区西池袋一丁目七番七号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	ゴーゴー ジャグラー I V	株式会社北電子	二四〇一三二
株式会社三共 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	C Rファイ バーロ ード・オ ブ・ザ・ リングJ X	株式会社三共	三〇〇九八一
株式会社三共 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	C Rファイ バーロ ード・オ ブ・ザ・ リングM X	株式会社三共	三〇〇九七六
株式会社三共 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	C Rファイ バーロ ード・オ ブ・ザ・ リングS	株式会社三共	三〇〇一〇〇一

株式会社ダイドー 實田久治 東京都渋谷区渋谷三丁目二九番一〇号	株式会社ダイドー 代表取締役 實田久治 東京都渋谷区渋谷三丁目二九番一〇号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	C Rファイ バーカ ンフーギ ヤルJ X	株式会社ダイドー	三〇〇九五一
株式会社ダイドー 實田久治 東京都渋谷区渋谷三丁目二九番一〇号	株式会社ダイドー 代表取締役 實田久治 東京都渋谷区渋谷三丁目二九番一〇号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	C Rファイ バーカ ンフーギ ヤルM X	株式会社ダイドー	三〇〇九四九
株式会社銀座 伊藤一博 愛知県名古屋市中東区大幸一丁目一〇番一五号	株式会社銀座 代表取締役 伊藤一博 愛知県名古屋市中東区大幸一丁目一〇番一五号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	C Rデカ インカ ンH3	株式会社銀座	三〇〇九三四
株式会社ダイドー 實田久治 東京都渋谷区渋谷三丁目二九番一〇号	株式会社ダイドー 代表取締役 實田久治 東京都渋谷区渋谷三丁目二九番一〇号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	C Rファイ バーカ ンフーギ ヤルK X	株式会社ダイドー	三〇〇九三五

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番